

# 暦年贈与の生前贈与加算が3年から7年に延長

2024年1月から暦年贈与と相続時精算課税制度が改正される。この改正では、課税の公平化のため、相続税と贈与税を一体化し、財産の移転時期により税負担が大きく変動しないことを目指している。今回は暦年贈与の改正について解説する。



中田 和重  
中田公認会計士事務所 所長  
公認会計士・税理士

## 【Q1】 現行制度の課題と改正の方向性は？

贈与税は相続税を補完する制度で、暦年贈与と相続時精算課税制度（60歳以上の父母、祖母から18歳以上の子・孫へ）があります。暦年贈与は贈与を受けた人（受贈者）が毎年110万円（基礎控除）までは非課税となる制度です。相続時精算課税制度は累計2500万円までの贈与には税金はかからないものの、相続時に贈与額の全額が相続財産に加算される制度です。2つの制度は選択制で、祖父とは暦年贈与を父とは相続時精算課税制度を適用するなど、受贈

者が贈与者ごとにどちらかの制度を選択することができません。

国税庁が公表した贈与税の申告状況によれば、2021年に暦年贈与の申告をした人は48万8000人で申告納税額は2840億円（対前年30%増）に増加していますが、相続時精算課税制度の申告をした人員は4万4000人で申告納税額は487億円（対前年18%減）に留まっています。

政府税制調査会は、相続財産の多い一部の資産家が相続税の税率より低い税率が適用される

また、延長した4年間に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産に加算しないように改正されました。例えば2023年1月から毎年100万円を贈与し2031年2月に相続開始をした場合には、相続税の課税価格に加算される金額は600万円（100万円×7年＝700万円）となります。

## 【Q3】 暦年贈与への改正による影響は？

改正によりこれまでの相続対策の再検討が必要になります。18歳以上の子に対する贈与は、高額の資産家以外は改正された相続時精算課税の非課税枠を活用し、孫に対しては暦年贈与を活用するなど、贈与する相手や年齢に応じて制度を選択して非課税枠を活用する必要があります。

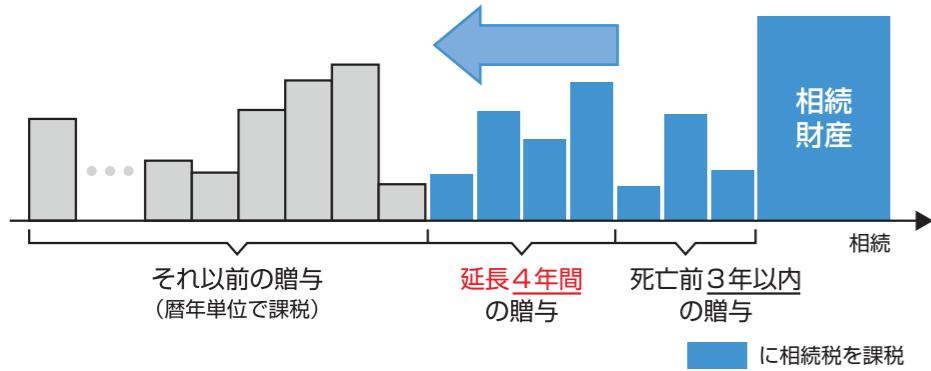
また相続税の申告や税務調査においては過去の預金通帳を確認する必要があります。改正前は、通常は最低3年から5年の預金通帳の出金状況を閲覧して贈与の有無を相続人に確認していましたが、改正により最低7年の預金通帳の確認等が必要になり、申告時や調査時の負担が増加します。

## 【Q4】 改正への対応策は？

2023年12月末までの贈与は相続開始前3年しか加算されませんので、駆け込みで子に対する贈与を暦年贈与で行っても問題ありません。また孫や子の配偶者で将来相続財産を取得しない場合は、贈与時期に関係なく相続財産の課税価格に加算されませんので、従来通り暦年贈与を行うことが相続対策として有効です。

子などの法定相続人に対する暦年贈与は、2024年1月以降は暦年贈与の加算期間が7年に延長されるため、

■ 図表 暦年贈与の生前贈与加算が3年から7年に延長



- ・2024年1月1日以降の贈与分から改正
- ・暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。基礎控除110万円
- ・ただし、相続時には、死亡前7年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）
- ・延長4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない

出典：「令和5年度税制改正（案）のポイント」（財務省）

暦年贈与を活用して、財産を長年にわたり分割して贈与することで相続税を大幅に節税していることを申告状況の分析により把握しており、4年以上前から税制改正大綱において暦年贈与が課税の公平に反し、資産格差を拡大していることを問題視してきました。

今回は、課税の公平化と相続税と贈与税の一体化を目指して、暦年贈与の課税を強化すると同時に、相続時精算課税制度の利用を促すために相続時精算課税制度にも毎年の基礎控除110万円を創設し、基礎控除以下の毎年の贈与については相続財産に加算しない（無税）とする改正が行われました（相続時精算課税制度の改正については来月号で解説）。

## 【Q2】 暦年贈与の改正内容は？

改正前は、相続開始前に受けた贈与を相続財産に加算する期間は3年間でしたが、改正により加算期間が7年に延長されました。延長の対象となる受贈者は、相続または遺贈により財産を取得する者に限定されたので、法定相続人ではない孫や子供の配偶者は、生命保険金などを遺贈により取得しない限り改正の対象とはなりません。

加算期間の延長は、2024年1月1日からの贈与が対象となり、2031年1月1日以降に相続開始した場合から7年間加算され、それまでは加算期間は2027年1月1日より3年から7年に順次延長されます（図表）。

18歳以上であれば改正で毎年110万円の非課税枠が設けられた相続時精算課税制度を活用した方が有利になります。

ただし、相続財産が高額で、法定相続人1人当たりの相続税の限界税率（適用される税率区分の中で最も高い部分の税率）が、贈与税の限界税率を上回る場合は、暦年贈与を活用して多額の贈与を行った方が贈与税と相続税を合わせた税額が少なくなり節税になります。加算期間が伸びるため相続対策を早めに実行することが重要となります。

\* 今回の改正では、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が厳格化された上で3年間延長されました。また結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置も2年間延長されましたので、子や孫への贈与に際してはご検討ください。

